

○個人情報保護委員会告示第八号

国家情報会議設置法（令和八年法律第二十八号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十一日
個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部改正

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（令和四年個人情報保護委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (行政機関等編)
目次	目次
[略]	[同左]
【凡例】	【凡例】
[略]	[同左]
※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和8年7月31日）時点の条番号を示すものとする。	※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインにおいて示す法令の条番号は、本ガイドラインの公表日（令和8年4月1日）時点の条番号を示すものとする。
1～3 [略]	1～3 [同左]
4 適用の範囲	4 適用の範囲
4－1 法第5章の規律対象となる主体	4－1 法第5章の規律対象となる主体
[略]	[同左]
4－1－1 行政機関等	4－1－1 行政機関等

(1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[略]	[略]
復興庁	復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）第 2 条
都市再生本部	都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 3 条
[略]	[略]
原子力防災会議	原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条の 3
国家安全保障会議	国家安全保障会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号）第 1 条
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 15 条
[略]	[略]
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31

(1) 行政機関

「行政機関」とは、次の①から⑥までに記載するものをいう（法第2条第8項）。

- ① 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
及び内閣の所轄の下に置かれる次の機関（同項第1号）（※）

機関	法律の規定
[同左]	[同左]
復興庁	復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）第 2 条
国家安全保障会議	国家安全保障会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号）第 1 条
都市再生本部	都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 3 条
[同左]	[同左]
原子力防災会議	原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条の 3
国土強靱化推進本部	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 15 条
[同左]	[同左]
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31

	号) 第 70 条の 2 の 2
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）第 26 条
船舶活用医療推進本部	災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和 3 年法律第 79 号）第 7 条
人工知能戦略本部	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和 7 年法律第 53 号）第 19 条
国家情報会議	国家情報会議設置法（令和 8 年法律第 28 号）第 2 条
人事院	国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 3 条

(※) 令和 8 年 7 月 31 日時点において存続するもの

②～⑥ [略]

(2)～(6) [略]

4－1－2 [略]

4－2 [略]

5～11 [略]

	号) 第 70 条の 2 の 2
船舶活用医療推進本部	災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和 3 年法律第 79 号）第 7 条
認知症施策推進本部	共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）第 26 条
人工知能戦略本部	人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和 7 年法律第 53 号）第 19 条
人事院	国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 3 条

(※) 令和 8 年 4 月 1 日時点において存続するもの

②～⑥ [同左]

(2)～(6) [同左]

4－1－2 [同左]

4－2 [同左]

5～11 [同左]

備考 表 6 の [] の記載は任意である。

附 属

この告示は、令和八年七月三十一日から施行する。